

○常滑市木造住宅除却費補助金交付要綱

令和3年3月17日要綱第10号
令和5年3月30日要綱第20号 改正
令和6年4月1日要綱第40号 改正

常滑市木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震発生時における木造住宅の倒壊等による道路閉塞を防止し、避難通路の確保を図り、もって災害発生時における地域の安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断をいう。
 - ア 市が、愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（以下「県要綱」という。）に基づいて実施する無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断
 - ウ 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日国住市第40号）で通知のあった旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票に基づく耐震診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当する総合評価をいう。
 - ア 県要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の評点

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に存する主として居住の用に供される旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は得点が80点未満と診断されている、又は市長が倒壊の危険性があると判断したものであること。
- (3) 個人が所有するものであること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、所有

権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該建築物の除却に同意している場合は、この限りではない。

(5) 過去にこの要綱による補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。

(6) 過去に耐震改修費若しくは耐震シェルター整備費補助制度に基づく補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たすものとする。

(1) 補助対象住宅の所有者（現に居住している等単に占有する者のうち、所有者の同意を得たものを含む。以下同じ。）

(2) 市税の滞納がない者

(3) 補助対象住宅又はその敷地が共同所有の場合において共有者全員の同意を得た者

(4) 申請者が土地所有者でない場合において土地所有者の同意を得た者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてを満たす工事とする。

(1) 補助対象住宅の部分を含む1棟全てを除却、運搬及び処分する工事（以下「除却工事」という。）であること。ただし、昭和56年6月1日以降に着工した構造分離部分については除外することができる。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施する工事であること。

(3) 第9条に規定する交付の決定後に着手する工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の費用から消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に2部（正本及び副本）提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2）

- (2) 補助対象住宅及びその敷地の登記事項証明書（未登記の場合は申請者による所有を確認できる書類の写し）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (4) 除却場所の案内図
- (5) 配置図（除却対象を明記したもの）
- (6) 除却前の写真（複数の方向から撮影したもの）
- (7) 除却工事費の見積書の写し（補助対象事業に関するもので、施工業者の記名があるものに限る。）
- (8) 市税納税証明書（市税の滞納がないことの証明書）
- (9) 補助金を代理人が受領する場合 同意書（様式第3）
- (10) 共同所有の場合 共有者全員が同意していることが確認できる書類
- (11) 土地所有者が異なる場合 土地所有者が同意していることが確認できる書類
- (12) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市木造住宅除却費補助金交付・不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。
（申請内容の変更）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第8条の規定による申請内容を変更しようとする場合は、常滑市木造住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第5）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（変更の承認）

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市木造住宅除却費補助金変更認定・不認定通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。
（申請の取下げ）

第12条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、常滑市木造住宅除却費補助金交付申請取下げ届（様式第7）を市長に提出しなければならない。
（実績報告）

第13条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、常滑市木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の契約書等の写し（交付決定後に契約したのものに限る。）
- (2) 除却工事代金の領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

- (3) 除却工事完了後の全景写真（日付が記載されたものに限る。）
- (4) 施工業者と解体業者が異なる場合 除却工事に関する両者間の契約内容が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、その内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定し、常滑市木造住宅除却費補助金交付確定額通知書（様式第9）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、常滑市木造住宅除却費補助金交付請求書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は通知を受けた日の属する年度の3月7日（土日祝日の場合は前開庁日）のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、同意書の提出により代理人を定めた場合は、代理人に対して補助金を交付するものとする。この場合において、市長は常滑市木造住宅除却費補助金代理交付通知書（様式第11）により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容や条件又はこの要綱その他法令に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、常滑市木造住宅除却費補助金交付（一部）取消通知書（様式第12）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、速やかにその返還をしなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。